

【労務】労働時間評価の過労死ラインとは

「高速道路を管理運営する会社が、平成 27 年 2 月に自殺した男性社員に違法な長時間労働をさせていたとして、所轄の労働基準監督署が、同社と役員ら 7 人を労働基準法違反の疑いで書類送検していたことが遺族の代理人弁護士への取材でわかった。」という報道がありました（送検は 6 月 23 日付）。

代理人弁護士によれば、男性は平成 26 年 10 月、職場を異動し、経験がなかった道路補修工事の施工管理を担当。遺族側が勤務記録などを調べた結果、時間外労働は同 12 月までに毎月 150 時間以上に達していたそうです。夜間工事の監督業務のため、未明に退勤して 8 分後に出勤した記録もあったということです。

■ 過労死とは？

このような、過労死に関するニュースが取り上げられることが増えてきましたが、過労死と労働時間の関係について一般的に次の条件を満たすと、過労死との関連性が強いとされます。

- ・ 1 ヶ月の残業時間（時間外労働）が 100 時間
もしくは 2～6 ヶ月の月平均残業時間が 80 時間

この時間を、「過労死ライン」とも言い、過労死の原因でもある、脳疾患・心疾患、または、精神障害を発症する可能性が高まるとされる基準があります。

これは、労災保険の業務災害の認定基準の一つである『脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準』における**過重負荷の有無の判断の一つ**です。具体的には、次のように規定されています。



＜労働時間の評価の目安＞

疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられる労働時間に注目すると、その時間が長いほど、業務の過重性が増すところであり、具体的には、発症日を起点とした 1 か月単位の連続した期間をみて、

1. 発症前 1 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月当たりおおむね 45 時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱いですが、おおむね **45 時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価**できること
2. 発症前 **1 か月間におおむね 100 時間**又は発症前 **2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月当たりおおむね 80 時間**を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できることを踏まえて判断する。
〈補足〉ここでいう時間外労働時間数は、1 週間当たり 40 時間を超えて労働した時間数である。

上記の 2. の部分が「過労死ライン」ということです。

なお、このラインを超えない場合でも、上記 1. に書かれているとおり、「おおむね 45 時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できる」とされています。

業務の過重性の具体的な評価に当たっては、疲労の蓄積の観点から、労働時間の他、

- ・ 不規則な勤務
- ・ 拘束時間の長い勤務
- ・ 出張の多い業務
- ・ 交代制勤務・深夜勤務
- ・ 作業環境（温度環境・騒音・時差）
- ・ 精神的緊張を伴う業務

の負荷要因について、十分に検討することとなっています。

参照ホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-11.html>